

学問の秋！安全衛生関係の資格を取ってみませんか

秋といえば食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋・・・今回のテーマは学問の秋です！
ということで、今回は、労働安全衛生法に関する資格を紹介します！



労働安全衛生法に関する資格は3つのパターンがある！

○免許

免許試験に合格した場合や一定の要件を満たしている場合に、都道府県労働局長に申請することで、免許証の交付を受けることができます。

例：衛生管理者、クレーン・デリック運転士

○技能講習

各都道府県労働局の登録を受けた機関で講習を受けるもので、技能講習の修了者には修了証が交付されます。

例：フォークリフトの運転、車両系建設機械の運転



○特別教育

危険・有害な業務に労働者をつかせるときに事業者が行わなければならない教育です。事業場内の十分な知識、経験を有する者が講師となって教育します。業務によっては外部機関でも実施しているものもあります。

例：フルハーネス型墜落制止用器具使用作業



皆様も業務で必要な資格を、業務を行いながら勉強して取得されたことはあると思います。しかし、業務では必要ない資格を勉強することで、また違う角度から事業場の安全衛生管理に役立つ知識を得られるかもしれません。

ところで、業務で必要ない資格と言っても、何を取ったらいいのかな？



と思われる方もいらっしゃると思います。

そんな皆様のために、ここからは資格を3つピックアップしてご紹介します！

衛生管理者

定番の資格かも？

衛生管理者は、第一種衛生管理者、第二種衛生管理者の2種類があります。

第一種衛生管理者のほうが、試験科目が多くなっており、合格すれば、どのような業種でも衛生管理者の業務を行うことができます。（第二種衛生管理者の資格では、建設業や製造業等の一部の業種では衛生管理者を担当できません。）

受験資格として、労働衛生の実務年数が必要です。（必要年数は学歴等で異なります。）

《表面からの続き》

別の試験で取得する!?



特定第一種圧力容器取扱作業主任者

こちらは「特定第一種圧力容器取扱作業主任者試験」といった専用の試験はありません。「ある資格を有する者」が、労働局に特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許の申請すれば、免許を取得できるものになります。

「ある資格を有する者」とは、第一種または第二種ボイラー・タービン主任技術者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、ガス主任技術者のいずれかの試験に合格した者のことをいいます。

つまり、1つの試験に合格すると、2つの資格を取得できるということになります。

これらの試験のなかで、ボイラー・タービン主任技術者試験は、受験資格（実務年数）がありますが、それ以外は受験資格はなく、誰でも受験することができます。これらの中では高圧ガス販売主任者の試験が比較的、合格率が高いようです。

これらの試験は、労働安全衛生法の免許試験とは異なりますので、受験の際は実施機関をご確認ください。

潜水士

泳げなくてもとれる!

海上保安庁を舞台とした映画が放映されたときに受験者が増えたという話もあります。こちらは実技試験がなく、学科試験に合格すれば資格が取得できます。

また、受験資格もなく、受験申込みもオンラインで完結するので、受験申し込みのハードルが割と低い資格かもしれません。



免許試験・技能講習を申し込みたいときは...

資格によって、試験や講習を行う機関が異なり、複数の実施機関で受講できるものもあるため、どこで受験・受講できるかは、インターネットで調べていただければと思います。

検索のコツ

「フォークリフト運転技能講習 島根県」のようなかたちで、「取得したい資格の名称 受けたい地域」を入れて検索する方法がおすすめです。なお、県内で実施がないものもありますので、その際は隣県など範囲を広げて調べてみてください。

○免許試験の申込について

令和6年4月から、労働安全衛生法の免許に関する受験申請がオンライン申し込みが可能になりました。（試験の種類によってオンライン+郵送が必要な場合もあります。）

詳しくは、公益財団法人安全衛生技術試験協会ホームページ
「安全衛生技術試験 受験申請・登録申請システム」でご確認ください！



編集後記

趣味や仕事以外のことで学んだことが、後々仕事で困ったときに役に立ったという経験はないでしょうか。一見、関係ない資格でも、自分の糧になるというのは面白いですね。

今回は、秋にちなんで学問の秋という特集にしましたが、向こう一か月の季節予報では平均気温が平年より高い見込みと予想されており、9月といえど暑さが続くと思いますので、熱中症には、引き続きご注意ください。

本リーフレットに関するお問い合わせは出雲労働基準監督署まで

所在地：出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階

TEL：0853-21-1240